

人権まちづくり新聞



10号
編集発行
枚方人権
まちづくり協会

人権尊重のまちづくりをめざして

枚方人権まちづくり協会が総会開催

五月二十九日、メセナひらかた会館で、枚方人権まちづくり協会の二〇一七年度総会が開かれました。

はじめに当協会野谷理事長の挨拶があり、その中で、今年度で設立十二年目を迎えるまちづくり協会は、二〇一〇年には「枚方人権を考える市民の会」と一体化し、人権の草の根運動の精神を引き継ぎ活動してきた。



また昨年度「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ対策法」および「部落差別解消法」などが施行され、人権問題は一定の前進があったが、今後は、LGBTや差別落書きなど新たな差別に対する対策も考えていかなければならないなどの指摘がありました。（写真）

その後の総会で昨年度の活動報告・決算および今年度の方針・予算が承認されました。また事務局より理事の定数に関する規定変更の提案があり、理事が三名増員され新しいメンバーが加わることになりました。事務局も今年度局長・次長が交代し、新たなメンバーが加わり、より一層の活動が期待されるところです。

総会の後、チャップリンの「独裁者」が上映され、参加した会員は、現在の世界情勢や政治に思いを馳せながら、第二次大戦前夜の映像を懐かしみました。



車内に「筆談可」の貼り紙

昨年四月一日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）には「事業者は、その事業を



行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」（第八条）と定められています。すなわち同法律は、一般の人々が受けられるサービスであるならば、障害者が障害を理由にそのサービスを受けられないことがあってはならないとしたのです。言いかえれば、

「筆談可」の貼り紙は、公共の場、商業施設、飲食店、公共交通機関などは、障害を理由に利用を断わることがあってはならないことになったのです。これを受けて、市内を走る路線バスにも「筆談によりご案内します」というステッカーが貼られるようになりました。聴覚障害者がバス乗車中に運転手に質問しやすくて不便のないようになろうというもので、障害者の社会参加の拡がりにつながってほしいと思います。

こんなことやっています
枚方人権まちづくり協会の相談事業

| | |
|--|--|
| <p>〈人権まちづくり協会〉 サンプラザ1号館5F TEL 072-844-8788（「福祉なんでも相談」を除く） [人権なんでも相談] 月～金/9時～17時半 [地域就労支援相談] 月～水/金 9時～17時半（要予約） [進路選択支援相談] 火曜日（要予約） 13時～17時/18時～20時 [福祉なんでも相談] 月～金/9時～17時半 専用TEL 072-844-8866</p> | <p>〈男女共生フロア・ウィル〉 サンプラザ3号館4F 以下、利用は女性のみ [電話相談] 火15-20時/水13-17時 木10-15時 専用TEL 072-843-7860 [面接相談(要予約)] 水13-16時半 木15-20時/金10-15時 TEL 072-843-5636 [法律相談(要予約)] 第1土/第2金 13-16時 第3木 17-20時 第4火 10-13時 TEL 072-843-5636</p> |
|--|--|

夏休み親と子の人権映画会

「ヒックとドラゴン」

とき：8月17日（木）2時
ところ：市民会館大ホール

主催：枚方人権まちづくり協会



男女共同参画 週間事業

パパはお天気キャスター

メセナひらかたで正木明さんが講演

六月十七日にメセナひらかた会館で、枚方市男女共同参画週間事業として、お

天気キャスターの正木明さんを招いた講演会が開催され、市民一二人の参加がありました。

講演で正木さんは、まずは今年の空梅雨の話で聴衆を引き入れ、その後、子育てや家事などについて話さ

れました。

早朝からの仕事が終わってから家に帰ると、家族とも十分にコミュニケーションを取りながら、子どもの成長に合わせた子育てを実践されてきたという正木さん。その中で大切にされた

ことは、子どもを一人の人間として対等に接すること。また親自身が仕事や家事にも一生懸命に取り組み、正直に生きていく事が大切で、子どももその姿を見て学び、育っていくのではないかと話され、最後に「子は親の鏡」という詩を引用。「和気あいあいとした家庭で育てば、子どもは、この世の中はいいところだと思えるようになる」という一節で講演を終えられました。

障害者差別解消法ができて 前進したこととこれからの課題

パーソナルサポート ひらかた
長尾 祥司

枚方市では、差別解消法施行に伴い「枚方市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、当事者やその家族からの相談に対応しています。これまで、学校や公共交通機関や商店等での対応に関する相談が寄せられており、必要に応じて双方からの聞き取りや協議の場を設けています。

私も、「地域協議会」には委員と事務局として参加しています。差別解消法は、障害者への差別を明確に禁止しており、差別事象に対し明確に訴えを起こす事が出来るようになった事は評価される所です。しかし、法では明確な差別に対する規定がないため、当事者からの相談を丁寧に聞き取り、差別であるかどうかの判断を的確にできる体制が求められます。大阪府内では協議会を設置している市町村は未だに半数にも満たない状況で、今後の体制整備が急務な課題といえます。

また、福祉関係者を含めた多くの一般的事業者は、「差別解消法」の施行そのものを知らないという現状があり、法律ができたからといって現状が大きく改善されるものではなく、むしろ、法の存在を周知し、それぞれが取り組める事を提起していく事が重要だと強く感じます。

私が同級生である障害者とかかわり始めた80年代は、当事者を中心とした運動で普通学校への入学や地域生活の基盤整備等が取り組まれてきました。差別解消法の施行は、そういった運動が一つの形になったものだと感じています。障害のある事が、生まれる前から、そして生まれた後も選別される現状の社会に明確に問題提起できる契機になればと感じます。

会員随時募集

枚方市を市民一人ひとりの人権が大切にされる街へ。あなたも会員に。

NPO法人枚方人権まちづくり協会
(TEL : 072-844-8788)